

「OTSUKA GATE」有償機能利用特則

【利用約款】

第1条（適用）

株式会社大塚商会（以下「乙」といいます）は、契約者（以下「甲」といいます）に対し、「OTSUKA GATE 有償機能特則」（以下、「本有償機能利用特則」といいます）が「OTSUKA GATE 基本約款」（以下「本基本約款」といいます）に従って定められ、本有償機能利用特則について、甲が確認のうえ、同意したものととして本サービスを提供します。

甲は、以下のインターネット上の乙所定の場所に掲示される本有償機能利用特則の最新版に対し、同意するものとします。

https://cont.mypage.otsuka-shokai.co.jp/yakkan/otsukagate/otsukagate_yushou.pdf

第2条（有償機能の範囲と利用料金の算定方法）

1. 甲は、本サービスにおいて有償で利用する機能（以下「有償サービス」といいます）について、本条第2項以下で定める条件に基づいて利用することができます。なお、甲は本サービスのうち「基本機能」を無償で利用できます。「基本機能」の範囲は、本基本約款の定めによるものとします。
2. 甲が下記に記載のサービスを認証機能の対象先として連携設定する場合、「他社認証機能」として有償での利用となります。「他社認証機能」の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、他社認証機能の利用開始に必要な OTSUKA GATE への初期設定作業は他社認証機能の中に含まれません。初期設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによるものとします。別途、乙が提供するマニュアルにしたがって甲で設定するか、乙に別途有償での設定作業を依頼する必要があります。

他社認証機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円（税別） / 1 アカウント

他社認証機能の利用となる設定対象先

- ・ Google Workspace 各サービス
- ・ Salesforce
- ・ Slack
- ・ Amazon Web Service 各サービス
- ・ OBIC 7
- ・ その他、乙が甲に提供していない各サービス
 - ・ 月額有無を判断する時点で、乙から甲へ月額契約でのサービス提供がされていないもの
 - ・ 月額有無を判断する時点から1年前までに、乙から甲へサービス利用権の販売が無いもの

3. 甲が本サービスの「証明書機能」を連携設定する場合、有償での利用となります。「証明書機能」の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、証明書機能の利用開始に必要な OTSUKA GATE への初期設定作業および甲の証明書機能利用端末に対する設定作業、乙が指定する機器の導入費用および初期設定作業は本月額の中に含まれておりません。当該設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによるものとします。別途、乙が提供するマニュアルにしたがって甲で設定するか、乙に別途有償での設定作業を依頼する必要があります。

証明書機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円（税別） / 1 アカウント

証明書機能の利用条件

- ・ 証明書は OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、最大 15 枚（PC 用 5 枚、タブレット用 5 枚、スマートフォン用 5 枚）までの発行となります。
 - ・ 証明書には各々期限があるため、証明書の導入設定後一定期間（例：1 年）が経過したのち、証明書の更新作業が必要です。これらの作業は甲が対応する範囲となります。
 - ・ 証明書機能に含まれる、乙が指定する機器と連携し認証する機能の利用には、甲により、別途乙が指定する機器の導入、設定が行われていることが必要です。乙が指定する機器と連携し認証する機能は証明書機能に含まれるため、証明書機能の月額料金の範囲内で利用できます。
4. 甲が本サービスの「AD 連携機能」を設定する場合、有償での利用となります。「AD 連携機能」の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、AD 連携機能の利用開始に必要な OTSUKA GATE への初期設定作業および連携対象となる甲の AD サーバおよびインターネット接続環境等、および Microsoft Entra Connect と Microsoft Entra ID の稼働に必要な環境および利用費用、初期設定費用、保守費用は本月額の中に含まれておりません。別途、乙に有償での設定作業を依頼する必要があります。

AD 連携機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円（税別） / 1 アカウント

5. 甲が本サービスと連携する「PHONE APPLI PEOPLE」(以下「PAP サービス」といいます)のうち、タブレット PC を含むスマートフォンなどの携帯端末(以下「スマホ端末」といいます)にてPAP サービスのアプリケーション機能(以下「スマホ利用機能」といいます)を利用する場合、有償での利用となります。「スマホ利用機能」の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、スマホ利用機能にかかる設定作業は月額利用料に含まれておりません。当該設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによるものとします。別途、乙が提供するマニュアルにしたがって甲で設定するか、乙に別途有償での設定作業を依頼する必要があります。

スマホ利用機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円(税別) / 1 アカウント

スマホ利用機能の利用条件

- ・ スマホ端末からのログインが 6 アカウント以上あった場合
 - ・ スマホ端末からのログインが 1～5 アカウントまでは課金対象外になります。
 - ・ カウントロジックはスマホ端末から PAP サービスにアクセスができる専用アプリケーションからのログインが行われたアカウントが対象です。
 - ・ 月末時点のログ情報より課金対象か否かを決定します。
6. 甲が「PAP サービス」のうち、名刺管理機能を利用する場合、有償での利用となります。「名刺管理機能」の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、名刺管理機能にかかる設定作業は月額利用料に含まれておりません。当該設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによるものとします。別途、乙が提供するマニュアルにしたがって甲で設定するか、乙に別途有償での設定作業を依頼する必要があります。

名刺管理機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円(税別) / 1 アカウント

名刺管理機能の利用条件

- ・ 共有電話帳領域にフォルダが作成されていた場合
- ・ Phone Appli 社が確認する月末時点のログ情報より課金対象か否かを決定します
※共有電話帳領域へのフォルダ作成の証跡、アカウントについては甲の管理者権限で閲覧可能なアクションログより確認ができます。

7. 甲が「PAP サービス」のうち、PHONE APPLI THANKS 機能を利用する場合、有償での利用となります。PHONE APPLI THANKS 機能の利用料金は、本サービスへの登録済み OTSUKA GATE 1 アカウントにつき、下記に記載する月額となります。ただし、PHONE APPLI THANKS 機能にかかる設定作業は月額の中に含まれておりません。当該設定作業の詳細は、乙が提供するマニュアルによります。別途、乙が提供するマニュアルをもとに甲で設定するか、乙に別途有償での設定作業を依頼する必要があります。

PHONE APPLI THANKS 機能利用時の月額

登録済み OTSUKA GATE アカウント：月額 150 円（税別） / 1 アカウント

PHONE APPLI THANKS 機能の利用条件

- ・ PHONE APPLI THANKS 機能のライセンスが ON になっているアカウントが 6 アカウント以上あった場合
 - ・ PHONE APPLI THANKS 機能のライセンスが ON になっている 1～5 アカウントまでは課金対象外になります。・月末時点のログ情報より課金対象か否かを決定します
8. 甲が本条で記載する有償で利用する機能を設定した場合、下記に記載する課金計算方法により算出のうえ、利用料金が発生します。

利用料金算定のための認証設定および機能利用有無の測定期日：毎月末日

利用料金算定：測定期日における OTSUKA GATE への登録済 OTSUKA GATE アカウント数と、各項目で記載する機能を設定している場合においては各項目で記載する単価を乗じ、すべての項目で算出した計算結果を合計した額

※注意事項

- ・ 他社認証機能を設定した場合、他社認証機能の対象となる社外サービスを認証で利用した OTSUKA GATE アカウント数ではなく、OTSUKA GATE アカウントの登録総数を他社認証機能の単価に乗じて算定します。
- ・ 証明書機能を設定した場合、実際に証明書機能を利用した OTSUKA GATE アカウント数や発行証明書枚数ではなく、OTSUKA GATE アカウントの登録総数を証明書機能の単価に乗じて算定します。
- ・ PAP サービスのスマホ利用機能、名刺管理機能および PHONE APPLI THANKS 機能（以下「各利用機能」といいます）をそれぞれ設定した場合、実際に各利用機能を利用した OTSUKAGATE アカウント数ではなく、OTSUKA GATE アカウントの登録総数を各利用機能の単価に乗じて算定します。

また、

- ・ AD 連携機能を設定した場合、AD のパスワード参照を利用する、統合 Windows 認証を利用する、AD から連携され自動的に OTSUKA GATE に登録されるように設定する、または Microsoft Entra ID を経由して AD から自動的に OTSUKA GATE に登録されるように設定する、いずれか1つ以上の機能を利用する場合 OTSUKA GATE アカウントの総数を AD 連携機能の単価に乗じて算定します。

第3条（利用料金）

1. 甲は、有償サービスの利用料金を、第2条に定める算定方式に基づいて、乙に支払うものとします。
2. 甲は、1項の料金を支払う義務を負います。
3. 本基本条項第8条の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、有償サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
4. 甲は、料金等を申込時の甲の申請により乙が承諾した口座振替または銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する細部条項は甲と収納代行会社、金融機関等との契約条項または乙が指定する期日、方法によります。なお、甲と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。
5. 料金等の支払いを不法に免れた甲は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として乙が指定する期日までに支払うこととします。
6. 甲が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該甲は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として乙が指定する期日までに支払うこととします。
7. 5項および6項の支払いについては、乙が指定する方法により支払うものとします。
8. 甲が乙に対し有償サービスにかかわる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、甲は乙に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第4条（損害賠償）

1. 有償サービスに関して、乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、乙の責に帰すべき事由によりまたは乙が本特則に違反したことが直接の原因で甲に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、以下に定める額を超えないものとします。なお、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、乙および他社サービス提供元は賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月に発生した当該有償サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して有償サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上であるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）にて発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
 - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該有償サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額
2. 乙は、甲に対して、有償サービスの提供に関し、前項に規定された場合を除き、甲に発生したいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。

以上

第3版 20230522

第4版 20241029